

平成 25年 11月 2日

## 会計職業資格のあり方についての重大な懸念

会計大学院協会理事長 高田 敏文  
会計大学院協会 理事・委員・相談役有志一同

私ども会計大学院協会（以下、協会）に加盟する全国の会計専門職大学院（以下、会計大学院）では、会計大学院における教育水準の向上を図り、もって優れた会計プロフェッションを養成し、社会に貢献することを目的に、日夜、教育を行ってきている。わが国における会計専門職資格として大きな位置を占める公認会計士資格と税理士資格のあり方については、常日頃から多大なる関心を有しており、昨年11月にも「『税理士の資格取得制度のあり方（意見書）～税理士法第3条第1項第3号及び第4号について～』に対する疑問」を公表したところである。

そうした中、本年秋に税理士法第3条の改正に係る「意見広告」が一部の職業団体から公表されたことを受けて、私どもの協会においてもあらためて検討を行った結果、会計教育に携わる立場から、下記の理由により、税理士法第3条の改正要求に対して、今般、ここに重大な懸念を表明するものである。

### (1) 会計、監査、税務は、三位一体の会計プロフェッションの専門業務であること

会計、監査、税務は、会計プロフェッションの一体不可分の専門業務であることは世界の常識である。とりわけ、わが国企業会計制度は、トライアングル体制と称されてきたように、企業会計の真実性、財務諸表監査の適正性、税務会計の公平性（適法性）が強く結びついている。国際会計教育基準（IES）においても、これら三位一体の業務を遂行するために必要な会計教育を会計プロフェッション教育の中核に据えている。会計大学院における教育内容についても同様である。会計、監査、税務のすべての領域の専門家である公認会計士は、当然に、税務業務の担い手であるということは、長年にわたる世界の会計プロフェッションの共通認識である。税理士法第3条を改正して公認会計士が税理士に登録することを制限することは、わが国の会計専門職資格に対する国際的誤解を招くばかりでなく、わが国公認会計士資格の国際的信用問題にも発展する重大な事態を招来しかねない。

### (2) 公認会計士が税務の素人であるとする指摘は事実反すること

公認会計士資格の取得には、公認会計士試験（論文式試験の租税法を含む）に合格後、実務補習による税務実務科目の履修とその修了試験が課せられている。この間の実務従事

の内容によってはさらに税務に対する経験を深めている場合もあろう。さらに、資格登録後の継続教育により最新の税務知識の修得にも努めているところである。よって、公認会計士は税務の知識や経験に乏しいという批判は、明らかに事実と反する。私どもは、昨年11月の声明においてもこのことを指摘し疑問を公にしたが、税理士法第3条を「改正」すべきであると主張している一部の会計を専門としない学者と職業団体からはそのことに対して何らの回答もなく、今年9月の意見広告に至っている。

### **(3) そもそもわが国における会計専門職資格が、公認会計士と税理士という2つの国家試験として並立していることの歴史的経緯および税理士が「天下り」資格化していることこそ税理士資格問題の根源であること**

税理士資格問題の根源は、国税職員などとして一定年数を経験した者に一定の研修後に無試験で資格を付与している点にある。税理士資格問題を俎上に載せるのであれば、このルートからの参入者の能力担保措置のあり方も問わなければ、社会的公正な議論とはいえない。

わが国の重要な会計専門職業団体たる税理士業界と公認会計士業界とが、国内の業界問題で争い、多くのエネルギーを割いていることに対して、私ども会計大学院関係者は、わが国の会計教育の質の維持と向上および会計社会の健全な発展を願うことから、重大な懸念を抱いている。

会計プロフェッションを目指す学生にとって魅力ある業界とするためにも、日本税理士会連合会と日本公認会計士協会に対しては、公共の利益に奉仕する会計専門職業の原点に立ち返り、ともに胸襟を開いて、内外の重要課題について議論をする環境を整備し、もって、わが国会計プロフェッションの信頼性強化に向けた対応を講じることを強く求めたい。

以上